

5 生徒指導規程

1 生徒心得

常に岐阜県立岐阜城北高等学校生徒としての自覚と誇りを持って学業に励み、生徒心得を行動の指針として人格の修養に心掛け、明るく活力ある校風の樹立に努める。

1 礼儀

- (1) 高校生らしい正しい言葉遣いや品位ある行動をする。
- (2) 学校来訪者及び職員・生徒間にあっても、節度ある態度で接し、常に礼儀正しい挨拶をすること

2 服装・頭髪

- (1) 通学の際には学校規定の制服を着用する。
- (2) 流行に左右されず、高校生にふさわしい端正で飾らない清楚な身だしなみをする。

3 校内生活

- (1) 家庭では予習復習に努め、すべての授業に対して積極的・意欲的に取り組む。また、教室の移動や集会のときは、迅速に行動し、余裕をもって臨む。
- (2) 健康管理に留意し、欠席・遅刻・早退をしないように努める。やむを得ず欠席・遅刻をする場合は、保護者を通じ学校へ電話連絡する。
- (3) 授業の途中で教室に入る場合は、遅刻届・保健室利用カード等を提出する。
- (4) 公共物を大切にし、進んで学校の美化・整頓に努め、私物などを放置しない。
- (5) 金銭、物品等の管理を徹底し、貸借は努めて避ける。
- (6) 学校生活に不必要なものは学校へ持ってこない。
- (7) 携帯電話（スマートフォン）は朝のSHRから帰りのSHRまで電源を切り、使用しない。

4 校外生活

- (1) 交通ルールを遵守する。また、バイク・自動車等の「四ない運動・・・①免許を取らない、②バイク・自動車を買わない、③車を運転しない、④車に乗せてもらわない」を厳守する。
- (2) 交友関係、特に男女間の交際は常に相手の人格を尊重し、礼節を守り、健全で誤解を招くことのないようにする。
- (3) 校外の行事に本校の名称で参加する場合は、HR担任、部顧問等と相談し、係へ届け出る。

5 許可事項

次の場合は、保護者連名で生徒指導部へ許可願いを提出すること。

- ① 3年生の進路決定者で、自動車の運転免許取得が必要な場合

6 届出事項

- (1) 次の場合は、所定の用紙により生徒指導部に届け出て指導を受けること。
 - ① 遅刻をしたとき
 - ② 早退、外出するとき
 - ③ 掲示等を行うとき
 - ④ 自転車通学をするとき
 - ⑤ 携帯電話（スマートフォン）を校内に持ち込むとき
 - ⑥ アルバイトをするとき

- ⑦ 異装をするとき
 - ⑧ 暴行、脅迫及び恐喝等の被害を受けたとき
 - ⑨ 交通事故の加害者又は被害者になったとき
 - ⑩ 校外で補導を受けたとき
 - ⑪ 金銭・物品の紛失、盗難及び拾得のとき
 - ⑫ 身分証明書を紛失したとき
- (2) 次の場合は、所定の用紙により担任に届け出て指導を受けること。
- ① 欠席をしたとき
 - ② 校内放送を行うとき
 - ③ 校外行事へ参加するとき
 - ④ 旅行等で学割が必要なとき
 - ⑤ 災害を受けたとき
 - ⑥ 法定伝染病に感染したとき
 - ⑦ 住所、家族に変動があったとき
 - ⑧ 休業日に登校するとき
 - ⑨ 放課後、休日等に施設・設備等を使用するとき
 - ⑩ 公共物の破損、亡失のあったとき

2 身だしなみ規定

流行に左右されず、高等学校生徒にふさわしい端正で飾らない清楚な身だしなみをするよう心掛ける。（指導の細則は別に定める）

1 制服

(1) 本校規定の制服を着用し、改造等は絶対にしない。

冬服（4月、11月～3月）	合・夏服（5月～11月）
ジャケット、本校規定のカッターシャツ、スラックス、スカート（マーク刺繍入り）、ネクタイ、リボンタイ、校章バッジ	本校規定のカッターシャツ、スラックス、スカート（マーク刺繍入り）、ネクタイ、リボンタイ、校章バッジ
<ul style="list-style-type: none"> ・ジャケット着用期間については、気候に合わせて各自で調整する。 ・シャツは、本校規定のものであれば、長袖・半袖のどちらを着用しても良い。 ・夏期間に限りフォーマルデイ以外はネクタイ・リボンタイを着用しなくても良い。（フォーマルデイは、別に定める） ・夏期間にジャケットを着用する場合は、ネクタイ・リボンタイを着用すること。 	

2 頭髪

- (1) 清潔感のある髪型で整える。
- (2) パーマ、脱色、染色等の髪型は認めない。
- (3) 付け毛（エクステンション）、リボン、ヘアバンドはしない。

3 装飾品

ピアス・指輪等の装飾品は身につけない。

4 化粧はしない。

5 その他

(1) 靴下

- ① 白色又は黒、紺、茶系統とする。
- ② スカートを着用するときは紺色ハイソックスとする。（ニーハイソックスやルーズソックス又はそれに類似するものは禁止とする）
- ③ ストッキングは、ベージュに限り認める。ただし、紺色靴下を上に着用する。

(2) 靴

- ① 運動靴あるいは黒又は茶の革靴とする。
- ② 厚底、ブーツ類、サンダルは禁止とする。
- ③ 靴のかかとは踏み崩さない。

(3) 防寒具

- ① 防寒具としてのコート、ブルゾン類又はマフラーをジャケットの上に着用することを認める。ただし、華美でないものとする。（合成皮革や革製品は認めない）
- ② セーター・カーディガン類を着用する場合は、ジャケットの下に着用し、はみ出さないこと。（色は黒・灰・紺色とする）
- ③ スカート着用時のタイツは黒色（肌が透けないもの）とする。

(4) 上履き

本校規定のものを使用する。

(5) 通学靴

原則自由とする。ただし、教科書類や教材が入り、安全に通学できるものとする。

(6) その他

規定以外のものを着用するときは、異装届を出して許可を受ける。

附則 令和2年2月27日改定

令和2年7月20日改定

令和3年4月22日改定